登別市職員の不祥事の再発防止を図るとともに、人事管理の透明性を高め、説明責任を果たすことを目的として、懲戒処分の公表基準を定めております。

ついては、職員の懲戒処分等を次のとおり行いましたので公表します。

１　被　処　分　者	職　位	担当員
	年　齢	２６歳
２　処　分　年　月　日	令和８年１１月９日	
３　根　拠　法　規	地方公務員法第２９条第１項	
４　処　分　の　種　類	減給３ヶ月（１０分の１）	
５　処　分　理　由	令和８年６月ころから、他の職員のグループウェアや他のグループのネットワーク型ハードディスクへ複数回にわたり不正アクセスし、閲覧権限のない文書などを繰り返し閲覧したため	